

## 第Ⅰ章 生涯学習とは

### 1 生涯学習とは

平成18(2006)年に改正された教育基本法においては、生涯学習社会実現の重要性に鑑み、新たに第3条「生涯学習の理念」に関する規定が設けられ、「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現」に向け、教育全体の普遍的的理念として生涯学習社会の実現をめざすことが明確化されました。

令和2(2020)年文部科学白書では、「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられる、と定義されています。

生涯学習とは、子ども・青少年期に学校において行う学習のみならず、生涯にわたって行うものであり、市民一人一人が自らに適した手段・方法で、主体的に生きる力を身に付け自己実現を図るものであります。さらに、学んだ知識・技術等を活かして、社会に参画したり、直面する様々な課題を主体的に解決したりすることも重要な視点です。

### 2 大阪市における生涯学習の考え方

「生涯学習大阪計画」は、教育基本法に定められた生涯学習の理念の実現に向け、生涯学習をめぐる現状と課題を踏まえて、本市におけるこれから生涯学習推進に向けての視点、総合的に講ずべき施策の方向とその内容を明らかにすることを目的として策定しています。

これまで本市では、第1次「生涯学習大阪計画」(平成4(1992)年策定)、第2次「生涯学習大阪計画」(平成18(2006)年策定)、第3次「生涯学習大阪計画」(平成29(2017)年策定)に基づき、生涯学習に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図ってきました。

平成4(1992)年策定の第1次「生涯学習大阪計画～人間尊重の生涯学習都市・大阪をめざして～」では、「生涯学習とは、基本的人権、自由、民主主義、ノーマライゼーション等の人間尊重の考え方を基本として、一人ひとりが人生のあらゆる段階や場面において、できる限り自己実現をめざし、自己に適した手段方法を選んで、自ら進んで行う自己教育活動であるとともに、学習者がその成果を社会に広げ、よりよい社会への変革を担っていくことができるための学習」としました。

平成18(2006)年策定の第2次「生涯学習大阪計画～自律と協働の生涯学習社会をめざして～」では、第1次計画の考え方を継承したうえで、「生涯学習」とは「市民一人ひとりが身近な問題について

主体的に考え、ともに解決にあたるという、自律し連帯する力である『市民力』を獲得するための学習」という考え方を付加しました。

平成29(2017)年策定の第3次「生涯学習大阪計画～ひと・まち・まなびをつなぐ生涯学習～」では、これまでの生涯学習の考え方を継承するとともに、人口減少、少子高齢化、地域コミュニティの変化など、さまざまな変化がみられる社会状況の中で、市民が主体的にかつ継続して生涯学習活動を続けていくために、「市民同士が交流を図り協働する中で、連携による新たな学習や価値を創造していく取組」を生涯学習の考え方へ付加しました。

新型コロナウイルス感染症や情報化の急速な進展等、近年の社会状況の変化も踏まえつつ、引き続き、本市における生涯学習に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくため、第4次「生涯学習大阪計画」を策定します。